

向日葵

HIMAWARI

vol.
297

令和7年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌



【長野県】南信州光前寺通りの水仙

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column

税務署だより

署長インタビュー

税の作文・法人会会長賞受賞作品

税に関する絵はがきコンクール優秀作品／

税の標語法人会会長賞受賞作品

わかりやすい事業承継／**ご案内**各種相談会

社労士コラム

会社紹介

地域の名所／地域のイベント情報

▶ P2-3

▶ P4-5

▶ P6-7

▶ P8-9

▶ P10

▶ P11

▶ P12

▶ P13

▶ P14

実施報告 新春講演会／**お知らせ** 立川都税
事務所

ご案内 法人会入会／新入会員紹介コーナー
人人

実施報告 新年賀詞交歓会／法人会福利厚
生制度受託会社コーナー

ご案内 法人会行事／**実施報告** 各ブロック・
支部活動

レシピ

▶ P15

▶ P16

▶ P17

▶ P18

▶ P19

▶ P20



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



事業承継を考え始めている 「持株会を活用した事業承

0 はじめに

事業承継を考える際、こんな不安を感じたことはありませんか？

「株式が分散してしまい、経営が不安定になったらどうしよう…」

「事業承継税制を使うのはハードルが高そうだし…」

実は、これらの悩みを解決する一つの方法として「従業員持株会」を活用する手段があります。

工夫次第で、事業承継税制に頼らなくても税負担を軽減させつつ、スムーズに事業を引き継ぐことが可能です。

本稿では、従業員持株会を用いた事業承継のメリットや注意点について具体例を交えてご紹介します。ぜひ最後までお読みいただき、貴社の事業承継対策の参考にして頂けると幸いです。

1 従業員持株会の仕組みとメリット

従業員持株会とは、従業員が共同で自社株式を取得・保有する仕組みです。法律上は「組合」に該当し、そのため最低でも2名以上の参加が必要です。ただし、組合であることから設立にあたって登記手続きは不要であり、通常は収益事業を行わないため確定申告も必要ありません。

この従業員持株会を利用することで、会社と従業員双方にとって下記のような利点があります。

(1) 株式の分散防止

従業員持株会を活用することで、株式を一元的に管理し、分散リスクを抑えることができます。

従業員に直接株式を譲渡した場合、退職時に株式を買い戻せないケースがあり、株主として残ることで管理が複雑になるリスクがあります。

一方、従業員持株会では規約により「退職時に株式を返却する」ルールを設定できるため、安定した株主管理が可能です。

(2) 株式を低評価で移転可能

従業員持株会は同族関係者に該当しないため、

株式を譲渡する際に特例的評価(通常より低い株価での計算)が適用されます。これにより、以下のようなメリットが得られます。

◎**従業員の負担軽減**: 従業員が低い評価額で株式を購入できるため、参加のハードルが下がります。

◎**相続税対策**: オーナー社長が株式を持株会に移すことで、相続財産の圧縮が可能になります。

次の事例を通じて、具体的に見ていきましょう。

広告業を営むA社(資本金1,000万円、従業員20名)は、業績が好調で、株式の時価総額(相続税評価額)が5億円に達していました。オーナー社長の甲社長は、発行済み株式1,000株をすべて所有しており、事業承継に向けて後継者である長男の乙氏への株式移転を検討していました。しかし、1,000株すべてを乙氏に贈与する場合、膨大な贈与税が発生することが予想されます。事業承継税制の利用も検討しましたが、その要件がやや複雑で適用に踏み切れない状態でした。

(※ここでは、1株あたりの評価額を「原則的評価で50万円」「特例的評価で1万円」と仮定します。)

▶ 従業員持株会を活用した解決策

まず、甲社長が所有する1,000株のうち、900株を種類株式に変更します。この種類株式には、「無議決権」「配当優先」「取得条項付き」という3つの特徴を持たせます。その後、従業員持株会を新たに組成し、この種類株式900株を従業員持株会に売却します。

売却価格は、特例的評価に基づき計算されるため、900株×1万円で合計900万円となります。この結果、甲社長の相続財産は以下のように大幅に圧縮されます。

(1) 元々5億円だった1,000株分の財産が、900株を低評価で売却することで、所有株は100株に

社長の皆さま 継の新戦略」について解説します！

税理士
町田 恵一

減少し、評価額も5,000万円となります。

- (2) 売却代金900万円を加えても、甲社長の株式関係の相続財産は合計5,900万円に圧縮され、相続税の課税対象額が大幅に削減されます。

さらに、残る100株については、株価対策を行った上で、相続時精算課税制度を利用して乙氏に贈与することで、贈与時の税負担を抑えることができます。

「900株も従業員持株会に渡すと、経営権が従業員持株会に移ってしまうのではないかと心配される方もいるかもしれません。しかし、渡す株式は無議決権株式であるため、従業員持株会が何株を保有していても、会社の経営には基本的には関与できません。これにより、経営権の安定を保ちながら節税効果を実現できます。

2 従業員は自社株式を購入してくれるのか？

従業員持株会を組成する際、重要なのは、従業員自身がこの仕組みに参加することです。オーナー社長が独断で進めるだけでは、従業員の協力を得られず、持株会は成立しません。従業員持株会への参加はあくまで任意であり、従業員が自発的に参加したいと思える環境を整えることが欠かせません。

従業員に自社株式を購入してもらうためには、従業員持株会の仕組みやメリットを十分に理解してもらい、参加しやすい条件を整える必要があります。そのためには、下記のような配慮が求められます。

(1) 魅力的な配当の設定

預金利息を上回る配当を設定することで、従業員にとって自社株式の魅力を高めます。

(2) 持株会の導入説明会を実施

持株会のメリットを従業員に理解してもらうため、事前に説明会を開きます。福利厚生の一環として従業員の財産形成を助成する制度であること

を伝えるのも効果的です。

(3) 会社の収益力の確保と仕組化

会社の収益が社長個人の能力に依存している場合、従業員は自社株式の購入に消極的になりがちです。社長が退任した際に収益力が低下し、株式が価値を失うリスクがあるからです。収益力の基盤を仕組化し、会社全体で安定した利益を生み出せる状態であることが前提となります。

3 まとめ

持株会を活用することで、事業承継の課題を解決し、従業員との一体感を高めることができます。ただし、従業員持株会を運営する際には、いわゆる「幽霊持株会」とならないよう、実態のある運営が心掛けることが重要です。導入には一定の準備が必要ですが、専門家と協力して進めることで、会社全体の成長と発展につながる有効な手法です。

ぜひこの機会に、持株会を取り入れた事業承継戦略を検討してみてはいかがでしょうか。

Profile

町田 恵一



◎多摩地域の相続・事業承継に特化した税理士。

◎東村山市生まれ、小平市在住。中央大学卒。

地主様・会社オーナー様を中心に、相続対策・事業承継対策のサポートを行っている。

大手税理士法人の資産税部門で従事した後、財産コンサルティング会社で更に経験を積む。その後、自分が生まれ育った東村山市を中心とする多摩地域で、資産税分野に特化した税理士として独立開業。

《事務所》 町田総合税理士事務所

《所在地》 〒189-0003 東村山市久米川町4-10-1

《TEL》 042-404-2973

《HP》 <https://machida-gtax.com/>

税 務 署 だ よ り

申告書等の控えへの 収受日付印の押なつについて



国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月以降、申告書等を書面で提出する際は、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

※申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法は、裏面をご覧ください。

※1 申告書等の提出年月日は必要に応じて、ご自身で記録及び管理をお願いします。

※2 対象となる「申告書等」は、申告書のほか、**申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局及び税務署に提出（送付）される全ての文書です。**



税務職員ふたば

東村山税務署

○ **申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）**

- ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
 - ・ 申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



○ **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**

- ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
- ・ 写しの交付まで約1か月程度かかります。
- ・ 手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
- ・ 法人の申告書等には利用できません。



○ **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）**

- ・ 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
 - ・ 申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛にご連絡いただくと手続がスムーズです。
 - ・ 閲覧対象の申告書等が当日収受したものである場合には、原則として、当日中は閲覧サービスを申請することができませんのでご注意ください。
- ※ 所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



○ **納税証明書の交付請求（オンライン申請可）**

- ・ 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません。）。
 - ・ 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。
- ※ 所得税等の確定申告期においては、発行までに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



新春 署長 *INTERVIEW*

4社に3社が ALL e-Tax、 更なる活用を期待！

東村山税務署長
小林 正彦



令和7年1月17日(金)藤島広報委員長が昨年7月に就任された小林東村山税務署長にインタビューを行いました。

○藤島広報委員長

明けましておめでとうございます。この度は、確定申告前のお忙しい中、お時間を頂きましてありがとうございます。東村山法人会員や地域の方々に小林署長をご紹介させていただきますので、よろしくお願いします。

○藤島広報委員長

それでは、初めに小林署長のご出身・生い立ちについて教えてください。

●署長

出身は長野県長野市です。私の生まれた昭和39年当時は、長野市ではなく「上水内郡七二会村」で、その後、この地域が長野市に吸収合併されています。本当に片田舎で、小学校3年生まで分校に通っていました。いたずらっ子で暴れん坊で、先生には叱られてばかり。クラスの児童は10人のみでしたので、愛情ある先生からほぼマンツーマンの指導を受けたことで、何とか学校生活を送ることができました。

小学校は4年生から本校に通い、中学校卒業まで同じ学区で過ごしました。したがって、6年間はエスカレーター式、ほぼ生徒は同じ顔触れなので、友達とは、非常に仲良く過ごしました。親友とは、保育園から高校まで一緒、おまけに国家公務員として東京で働いており、50年以上の付き合いとなっています。

中学校で男子バレーボール部に入部し、その後主将を務めましたが、熱心な顧問の先生がおらずバレーボールに対する基礎知識も練習方法もわからず、結局、市内の中学校大会では1勝もできませんでした。ただ、部の仲間とは非常に仲が良く、40年以上経った今でもたまに会って飲んでいます。

高校は、長野市の中心部にある生徒数の多い県立高校に進み、中学校の2クラスから10クラスに増え、当初は、あまりの多さに唖然としましたが、時間とともに馴染むことができ、引き続きバレーボールを3年間続け、楽しい高校生活を送りました。

○広報委員長

国税での主な勤務歴をお教えてください。

●署長

昨年7月の異動時期を含め、国税の職場にはこれまで41年ほど在籍していますが、そのうちほぼ30年は、徴収事務、いわゆる「滞納整理に関する事務」が占めています。中でも、国税局での徴収事務は16年ほど経験させていただき、かなり深いところまで勉強させていただきました。また、徴収事務の中でも特殊な訴訟事務も担当し、法務局の検事さんと一緒に仕事をさせていただく機会を得、新たな面白みを見つけることができました。さらに、採用直後の職員・選抜された優秀な職員を対象とする研修等を行う税務大学校で、「教授」という仕事もさせていただき、人を育てることの楽しさと難しさを感じることもできました。

○広報委員長

前職は東京国税局の国税訟務官室長と伺っていますが、前職での思い出やエピソードをお聞かせください。

●署長

前職は、東京国税局の国税訟務官室で室長という役職の仕事をしていました。

滞納整理を行う上では、滞納されている方、または関係者との間で、様々な法律的紛争が起こることがあり、それを指導や助言、または法的な措置、例えば訴訟等で解決する役割を持つのが「国税訟務官室」です。

私は、この国税訟務官室の事務に沖縄国税事務所も含め、計7年経験しており、さらに実はこの国税訟務官室での仕事が好きであったので、室長という立場で仕事ができることは、大変光栄で嬉しく思っていました。

近時、国税訟務官室で抱える問題は、例えば差し押さえした滞納法人の売掛金について、売掛先である法人(第三債務者)が取り立てに応じないような場合、その法人を相手にして訴訟を提起する「差押債権取立請求訴訟」など、国税局が「原告」となって訴訟を行う「原告訴訟」が少なく、これを増加させるというミッションです。本来訴訟を行うべき事案が眠っている、取り立てるタイミングを逸することや滞納者が持つ売掛債権を請求するという権利を具体的に実現でき



ないことになります。

したがって、このような事案が埋もれていないか、訟務官室の職員にかなり発破をかけて探してもらいました。結果としては、計画していた数には及ばないまでも、相当数の事案を訴訟方向にもっていくことができました。

また、私が訟務官であった時期に敗訴となる確率が高かった事件が、約6年かけ、最高裁において勝訴判決が下されたことがあり、これは本当に嬉しく、この事件をこれまで担当してきたほぼ全員に声を掛け、皆で勝訴の美酒を酌み交わしたことは大変な喜びでした。

○広報委員長

東村山税務署管内の印象、署長としての抱負等を聞かしてください。

●署長

「東村山税務署管内の印象」については、着任後、様々な方と出会い、様々な場所に行かせていただきました。非常に優しい方々ばかりで、また、空が広く、気持ちのよい場所が多いと感じました。

管内は都心に勤務される方々のベッドタウン的な土地柄でもあるので、団地が多いですね。その分、住んでおられる方々の密接なつながりが感じられます。また、農業も盛んで、畑が多く見られ、私の好きな新鮮野菜が、産直等に並んでいるのをよく拝見しています。非常に、生活しやすい環境が整っているというのが、管内の印象です。

東京都内での確定申告提出件数は、当署が1番というのも十分に納得できます。

これから始まる確定申告の時期については、例年、寒い中多くの納税者が来署されますが、自宅でもできるスマホ申告を周知・広報し、できる限り暖かなご自宅で申告手続きを行っていただくよう呼び掛けたいと思っています。

「署長としての抱負」については、国税庁の組織理念である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを基本とし、東村山法人会をはじめ関係民間団体の皆さまと今後も連携・協力関係をより強固にしていくこと、東村山税務署の職員が健康で明るく楽しく仕事のできる職場環境を醸成することについて、努めて参りたいと考えています。

○広報委員長

子供たちへの租税教育の重要性について、どのようにお考えでしょうか。

●署長

これから次代を担う子供たちは、国の宝です。そしてその子供たちが少しでも早く「税」の重要性に気付いてくれることは、大変重要なことです。税は、みんなが出し合う会費という印象と、国から取られるという印象では、その根本から考え方が異なります。

したがって、子供たちへの租税教育はなくてはならないものと考えています。

東村山税務署では、小学校、中学校での税の租税



教室を関係民間団体の方々と協力して実施しているほか、関係民間団体の皆さまに主催していただいている、税の作文、税の標語や税の絵葉書などの募集事業にも積極的に参加させていただいています。

児童・生徒さんの表彰された作品を拝見すると、この社会は、結局、税と密接につながっていることに気付かされるとともに、税の大切さ・重要性をそれぞれの感覚で表現しており、その素晴らしさに驚くことが多いです。そして、租税教育の重要性を改めて深く感じさせられました。

今後も、租税教育を益々積極的に広めていきたいと考えています。

○広報委員長

東村山法人会に期待することは何でしょうか？

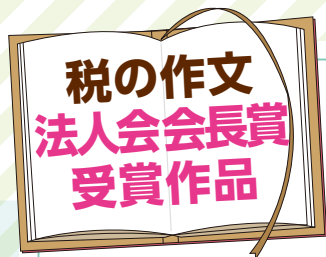
●署長

東村山法人会の皆様におかれましては、税のオピニオンリーダーとして会員企業に寄り添うとともに、毎年、各種研修会やセミナーの開催をはじめ、児童を対象とした租税科学教室の開催、管内の小学校で行われる租税教室への講師派遣のほか、市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、野球教室と税金クイズを交えた租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクールなど、地域企業・地域社会の健全な発展と納税道義の高揚に寄与する活動や取組を幅広く積極的に行われておられます。そのご尽力に対しまして深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

昨年には、創立50周年という記念すべき年を迎えられ、これまでの足跡は、東村山税務署にとって税務行政の円滑な運営のため、大きな役割を果たしていただいております。

現在、国税当局としましては、社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進への貢献を図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、今後も、東村山法人会の皆様方との連携・協力は欠かすことのできない大変重要なものと考えております。特に法人様の電子申告は4社に3社がALL-eTaxを採用いただいておりますが、更に活用頂きたいと思っています。

いつもお願いばかりで大変恐縮ではございますが、これから先の50年もその先も、引き続き、連携と協力をどうぞよろしくお願いいたします。



多摩武蔵納税貯蓄組合連合会が主催している令和6年度中学生の「税についての作文」作品集から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品をご紹介します。(原文ママ)

税を知った私の意見

東村山市立東村山第六中学校 3年 日留川 凜心 さん

私は税金という言葉をはじめて知ったのは小学3年生頃でした。言葉を知ったものの税金は何?と言う何も分からない状態で、これまで何も興味を持つなども無く、中学3年生まで来ました。

そんな私が税の使われ方や仕組みについてインターネットで調べてみました。「東京税理士会」と言うサイトには、国や地方公共団体がいろいろな公共サービスを提供するには資金が必要なのでその資金を国民からあつめているのが税金です。私たちが受けているさまざまな公共サービスは税によって成り立っていると書いてありました。私はこの記事を読んで、税金は自分の身近な所で役立っているんだと知りました。それについて私は、税金はこんな事に役立っているなどまったく知らずにこれまですごして、自分たちが払っている税金が誰かやみんなのためになっていて、私たちも税金にたすけられていると思うと税金はみんながみんなの事をたすけ合っていてすごい事だなと思いました。

次に税の仕組みについてです。私たちが国のためや支援のために払っている税金は、私たちが普段行っているスーパーマーケットや、レストランなどで食事をしたとき、その代金の支払いを通じて「消費税」を払っているなどその他にもいろいろな税金があります。消費税についてスーパーマーケットなどで買ったらずらに払わないといけない仕組みになっているのはいいと思った。この世の中には税金について反対の意見を持っている人もいるかもしれないけど、消費税があればみんなが払えるし少しの量でもたくさんあつめればたくさんになるからこの消費税あつめ方や、仕組みは私はすごい良い方法だと思いました。

令和元年に消費税が8%から10%に引き上げられた理由は支援のための税が少なくなってしまうからかなと私は思っていました。調べた所、消費税率の引き上げは、高齢化社会の進行や少子化といった社会的課題に対応するためだと書いてありました。高齢化社会になっているのは、医療の技術が上がった事で起きているそれが今の日本の問題になっているけど少しの消費税やお金で1人でも多くの人が生きていられればそれでいいなと言うのが私の意見です。

私はあたらしい税を作るとしたらペット税を作ったら良いと思います。ペットを飼っている人はペットに関わる何かを買ったときに払う税で日本中にこまってる動物はたくさんいるからペット税でペットを助ける税が良いと思いました。

私は税の作文を書くことを通して税が何に使われているか今の社会の課題を理解して深く知ることができたのでとても良い機会になりました。これから自分達にできる事があれば協力していきたいです。

スポーツと税金の関わり

西東京市立田無第二中学校 3年 土門 聖直 さん

近年、Jリーグのクラブが自治体や国からの税金を受けていることに対し、批判の声が上がっています。今後、どのようにしていけば良いのか一人のサッカーファン、国民として考えていきます。

今回は、最近になり、疑問の声が挙がっているサッカー専用スタジアムの建設を例に考えていきます。

まず、私自身はこの税金を使いながら建設されているサッカー専用スタジアムに対して賛成します。その理由として、未来への投資としてスタジアムを建設するのなら、その使った税金分、未来で役に立つと考えたからです。

まず、建設することへのメリットを考えていきます。もちろん、サッカーが好きな人にとっては観客席からピッチまでの距離が近いので、とても臨場感ある中で試合観戦ができるのでプラスなことだらけです。他にも、街づくりの一環としての社会貢献も期待できます。一つの例として広島県に新しくできたスタジアムを見ていきましょう。このサッカー専用スタジアムを建設するのに税金約一八〇億円を国と県や市が負担しました。このことに対して、もっと他のことに使えるのではないかと批判的になってしまいました。ただ、それによりサッカーの試合を専用スタジアムで見たいということから観戦客が増加しました。それに伴い、近くの商店街の利用者数が数倍になったというデータがあります。他のスタジアム付近でも同様のことが起こっており、街づくりに貢献しているといえるのではないのでしょうか。

それでも、国の税金を使いすぎ、サッカーにあまり関心がない人へのメリットがないなどの意見もあると思います。しかし、サッカーにあまり関心のない人たちも家の近くにあるスタジアムに命を救われるかもしれないのです。それは、スタジアムの地下に自然災害への対策としてたくさんの防災グッズ、非常食のある備蓄倉庫が眠っているからです。他にも万単位の収容人数、ヘリポートとして利用できるピッチと決してサッカーが好きな人が得をするわけではないのです。他にも国際大会の開催国として利益も期待されます。例として二〇一九年に日本で開催されたラグビーワールドカップでは、黒字六八億円という利益を得ることができました。サッカーでも国際大会で開催国となり、大きな利益を生むためには、良い環境を作ることが大切だと考えます。そのためには、少し高くても税金を使ってそれを十年後、二十年後に還元するサイクルが必要だと思います。

このように、様々な視点から納得できるような税金の使い方をすることが大切だと思います。そして、Jリーグに限らず、他のスポーツなどに使っている税金をそれだけのために使うだけでなく、地域のために使う考え方を持つことも今後、大切になってくると考えます。

「当たり前」は「当たり前」ではない 東久留米市立久留米中学校 3年 増田 浩介 さん

私はありがたいことに学校に通うことができている。このことを誰かは「当たり前」と言うが、果たして本当に「当たり前」であるのだろうか。

学校には机、椅子、タブレットなど、多くのものがあるが、それらのほとんどは税金で払われているものだ。その他、義務教育期間の九

年間に一人当たり約八百四十五万もの多額の税金が補助金として使われている、というデータもある。このことを理解している人は決して多いとはいえないと思う。私も初めて知った際は、こんなに多くの税金が私たちのために使われているのかとすごく驚いた。それと同時に、当然のように通っている学校は、多くの人が一生懸命働き、税金を納めてくれているからこそ私たちは色々なことを学ぶことができるのだと知り、ありがたみを感じた。

このような経験を通して、私は税金に対する意識ががらっと変わった。それまでは税金は価格以上のお金を払わなければならないと思ってしまい、税金にマイナスのイメージを持っていた。しかし、税金は取られるお金ではなく、納めるお金というプラスの意味へと変化した。そして税金は、私たち生活を支え、子供も未来を思って使われるとても大切なものと今まで以上に気付かされた。まだ私たち中学生が納めることのできる税は消費税くらいだろう。その消費税だけであったとしても誰かの生活を支え、誰かの未来に繋がっていると同時に、自分も助けられている。だからこそ、学校だけでなく、日常の「当たり前」のことを「当たり前」だと思わず、税金があってこそその「当たり前」ということを自覚し、毎日に感謝するということが大切だと、私は思った。

もし、税金がなければ今までの楽しい生活や病院で治療したりすることは簡単にはできなくなる。その意識をもって、私も一人の納税者として、社会に貢献していきたいと思う。そして「当たり前」ではないことを「当たり前」だと思わせてくれる税金に感謝の気持ちを持って、日々の生活を送ってきたいと思う。

私達の生活を守るために

清瀬市立清瀬第三中学校 3年 清水 誠矢 さん

先日、新宿駅前でマンホールのフタが高く吹き飛び、マンホールから水が噴き出したというニュースを見た。吹き飛んだフタは3つに割れ、道路に落下したという。近くにいた車や通行人に当たらなかったそうで、本当に良かった。私が持つマンホールのフタに対するイメージは「下水道管を維持、管理するための入口。いたずらなど迷惑行為を防ぐために頑丈に作られた、吹き飛ぶことがないフタ」というものだ。いつも身近にあり、必ず目にする物だが、急に目の前で高く吹き飛び様子を想像すると、とても怖くなった。なぜ、このような現象が起きたのか気になったので調べてみることにした。

その日は、関東甲信越を中心に不安定な天気だった。東京都心でも猛烈な雨が降り、各地で道路が冠水し立往生する車も発生した。この大雨によって、新宿駅前の下水道管に一気に雨水が流れ込み、行き場を失った下水道管内の空気が急激に圧縮された。その空気圧に耐えられなくなったマンホールのフタが吹き飛んだそうだ。今回の出来事を受けて、東京都下水道局は今のマンホールのフタより、穴の数を増やしたフタに交換したそうだ。この新しいマンホールのフタも、みんなが支払っている税金でまかなわれている。

私の住んでいる地域では、今地震や水害に強い水道管に交換するため、各地で工事が行われている。数日前、塾に行く為に車に乗って家を出たところ、いつもはスムーズに進む道が大渋滞になっていた。

その時は、時間に余裕を持って家を出たはずなのに、塾の時間に遅刻しそうになり、とても焦ってしまい、「なんでこんな時間に工事しているんだ!」と思ってしまった。しかし、今回の出来事を目の当たりにすると、私達の日常生活を守るために必要な工事をしていたのだと自分を反省し感謝したいと思った。

自然災害というものは、常に私達の想定を上まわってくる。私達は大きな地震やゲリラ豪雨、台風などの被害に遭ってから、インフラの整備の大切さを実感している気がする。大きな被害を防ぐために維持・管理が必要なのに、

「インフラ整備にそんなに税金を使うなんてもったいない!」

という声もあがっている。私達が納める税金は無限ではない。限られた税金の中から、他にも必要な使い道があることもわかっている。私もインフラに多くの税金をかけるべきなのか分からない。正しい税金の使い方についての教科書もない。難しい問題だが、私達の生活を守るために使われる税金ならこれからもちゃんと税めたいと思った。

税金の問題点

小平市立小平第一中学校 3年 澤田 豹毅 さん

税金は国家や地方自治体が公共サービスの提供や社会インフラの整備を行うために不可欠な財源です。

ですが税金制度には多くの問題点があり国民の生活に影響を与えています。

一つ目は税負担の不平等です。所得税や消費税などの税金は収入に応じて異なる税率が適用されますが、公平に機能しているといえることはできません。例えば、消費税は低所得者層にとって相対的に負担が大きくなる事があり生活必需品にかかる税金が重くのしかかることがあります。また大企業や富裕層が税逃れを行うための手段を持っている場合その結果として中小企業や一般市民が相対的に大きい負担を背負わされていることになります。

二つ目の問題点は税制の複雑さです。日本の税制度はとても複雑でまだ子供である僕達はもちろん一部の大人も理解できていないです。税への理解が不十分であることが多く適切な税管理や申告ができていないことがあります。このような状況は税務署や専門家による依存を生み出し、結果的に税制度への信頼感を損ないます。

三つ目は、税金の使途に対する不透明さです。税金は公共の利益に使われるべきですが実際は、無駄遣いや不正使用などがしばしば報告されます。例えば、一部の自治体では公共事業が利権に絡んで不透明な形で運営されることがあります。また収収がどのように使われているのかが分かりにくいと国民は納税に対する意識が薄れる恐れがあります。透明性がないと国民の信頼が損なわれ、納税意欲が減少することにつながります。

最後に収収の予測と管理の難しさも問題です。経済情勢が変動する中で、収収の予測が難しく、これが国家の財政運営に影響を与えることがあります。特に景気が悪化した場合収収が減少し、社会保障やインフラの投資が圧迫されることになります。このような状況を改善するには、より柔軟で適応力のある税制の構築が求められます。

以上のように、税金にはさまざまな問題点があります。税制の見直しや改革を進め公平で持続可能な財政運営を実現することが今後の課題だと思います。

税に関する絵はがきコンクール

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか。ということを知っていただき、理解と関心を深めていただくため、女性部会が小学生を対象に実施している事業です。

今年度は、8の小学校から153作品ものご応募をいただきました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

また、入選作品は、東村山税務署の本館1階受付※1、及び立川都税事務所等ロビー※2にて展示されます。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。

※1 確定申告の期間中(2月17日から3月17日)は、確定申告会場にも掲示されます。

※2 掲示期間：令和7年1月6日より令和7年3月31日まで(予定)

〈掲示場所〉

- ①立川都税事務所
- ②小平都税支所
- ③府中都税支所



選考状況

都税事務所長賞



舟見 月那 さん
(清瀬市立清瀬第四小学校)

最優秀賞



吉田 紗雪 さん
(新座市立新堀小学校)

法人会長賞



河内 佳奈 さん
(東村山市立回田小学校)

女性部会長賞



井上 峻 さん
(東村山市立回田小学校)

税務署長賞



加藤 未澄 さん
(東久留米市立小山小学校)

優秀賞



佐藤 琴音 さん
(清瀬市立清瀬第七小学校)

優秀賞



室田 夏凜 さん
(清瀬市立清瀬第十小学校)

優秀賞



岡村 諤 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



金子 笑子 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



熊谷 拓人 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



山元 千果 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



小川 映真 さん
(小平市立学園東小学校)

優秀賞



眞名子 成美 さん
(西東京市立碧山小学校)

優秀賞



小林 未知 さん
(清瀬市立清瀬第四小学校)

優秀賞



段 宏志 さん
(清瀬市立清瀬第七小学校)

税の標語法人会会長賞受賞作品

東村山間税会が募集した令和6年度「税の標語」の選考の結果、左記の作品を「公益社団法人東村山法人会会長賞」に決定しました。その作品をご紹介します。

始めよう

お手軽納税 キャッシュレス

東村山市立東村山第6中学校 3年

森 琉杏さん

皆の声 その税金で 叶えよう

創価中学校 1年

橋本 真桜さん

消費税 若者たちが頑張らなくちゃ

日本の未来は 支えられない

西東京市立田無第2中学校 1年

干鯛 碧土さん

税金は みんなの生活 必需品

東久留米市立西中学校 2年

石田 美羽さん

※ご本人のご希望により掲載していない作品があります。



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の
上甲覚と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する
無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師として
お世話になっております。

年が明けてから毎日厳しい寒さが続いています。これから2
月にかけて寒さが続くと思われます。インフルエンザも流行し
ていますからくれぐれもご自愛ください。

さて、前回から2回に渡り、中小企業が「M&A」を実際に進
めていく場合の手順を、大まかにお伝えしています。今回は、
相手先候補を見つけたあとの交渉から、続きをお話したいと
思います。

5 初期交渉

売り手（買い手）企業の候補が見つかりましたら、いよいよ
交渉を進めていきますが、その前にまず、秘密保持契約
（NDA:Non-Disclosure Agreement）の締結を交わします。
これはM&Aで一番大切な「企業情報」を守るため、事前に
契約を交わします。合わせて、条件や取引の方向性を確認し
ておきます。以前もお伝えしましたが、特に売り手企業は、条
件について優先事項を事前に決めておくことよりスムーズに交
渉をすることが出来ます。

6 条件交渉と基本合意

ある程度条件が合ってきたら、企業のトップ同士が実際に
会い、直接交渉を行います。条件面で折り合った場合には「基
本合意書（LOI:Letter of Intent）」を作成します。基本合意
書には様々な項目が盛り込まれますが、7で説明するデュー
デリジェンス（DD:Due Diligence）を行う権利や、独占交渉
権（交渉期間中に他社との交渉を禁止する権利）等は、原則
どのようなケースでも項目に盛り込まれます。

7 デューデリジェンス

基本合意に到達した場合、次
に実施するのはデューデリジェ
ンスと呼ばれる「買収監査」です。
買収監査の目的は、M&Aに伴
うリスクを減らし、最終的な契約
条件を決定することです。ここ
では買い手の場合と売り手の場合で対応が異なります。



【買い手の場合】

- ・財務、法務、税務、事業内容、人材などを詳細に調査するこ
とで、リスクを特定する。

【売り手の場合】

- ・必要な資料を整備（財務諸表、契約書、許認可など）し、買
い手に対し透明性のある情報提供を行う。

買い手企業にとっては、未払い債務や訴訟、従業員の離職
可能性、既存顧客取引先との関係の継続性の有無等、隠れ
たリスクの特定が重要です。

8 最終契約締結とクロージング

デューデリジェンスが無事終了したらいよいよ最終段階に進
みます。DDの結果、基本合意時と条件等が変わる場合もあり、
最終的に合意しない場合もあります。合意があった場合には、
最終的な売買契約（SPA:Share Purchase Agreement）を
締結します。SPAには、株式の数量や価格、支払い方法、表明
保証、違反時の補償条項、競業禁止条項、秘密保持条項など
が記載されます。SPAはM&Aの成功には不可欠な要素で、取
引のリスクを最小限に抑え、予期せぬトラブルを防ぐために、契
約締結前にはすべての条件を詳細に確認することが重要です。

その後、SPAの内容に基づき、M&Aの対象の企業、あるい
は事業の経営に関する経営権の移転（株式や資産の譲渡
等）と、取得対価の支払いを完了させるため「クロージング」
と言われる手続きを実行し、完了します。

9 統合プロセス（PMI:Post Merger Integration）の実行

クロージングの完了でM&Aは成立しますが、M&Aの目的
であるシナジー効果を得るためには企業文化や組織風土の
融合が必須なため、クロージング前にPMIと言われる統合プ
ロセスを計画し、実行する必要があります。PMIの実行がその
後のM&Aの成功か否かに関わりますので、しっかりと時間を
かけて実際にPMIを進めていきましょう。

M&Aは、手続きが煩雑でし、相手企業との折衝也多岐
に渡ります。成功させるためには、経験豊富な専門家の協力
を仰ぐことが肝要です。

Profile

執筆 じょうこう さとる

中小企業診断士 上甲 覚

立命館大学大学院 政策科学研究科 修士。経済産業省外郭団体で、
チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管
理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用し
た親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカ
バーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や
法人会等を中心に講演多数。

Office

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0824 東京都新宿区相場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604
✉ joko@kokudokoue.co.jp 🌐 http://www.kokudokoue.co.jp/

ご案内 労務経営相談会

令和7年4月17日（木）13時～16時（60分）定員3法人/日（申込先着順）

- カスハラ防止の都条例にきちんと対応するには！
- スムーズに会社を譲渡するための留意点とは！
- 資金繰りに大変役立つクレジットカードの活用法
- ご存じですか？知っておくべき生保や損保の入り方！

詳細は、同封の
チラシをご確認
ください。



参加
無料

ご案内 事業承継個別相談会

令和7年3月19日（水）、4月16日（水）13時～16時（60分）

こんなお悩みをお持ちの方は是非ご相談 中小企業診断士の先生がご相談に応じます。

- 事業承継（後継者教育、M&A等）に興味がある
- 事業承継で具体的に何をしたら良いかわからない
- 事業承継で誰にも相談できない
- 自社株の贈与（相続）の仕方がわからない

詳細は、同封の
チラシをご確認
ください。



参加
無料

ご案内 個別融資相談会

令和7年4月15日（火）13時～16時（30分）定員3法人/日（申込先着順）

ご相談例は、次のとおりです。

- 日本政策金融公庫
 - ・融資制度の内容
 - ・申込み手続き・必要書類・最寄り駅の公庫相談窓口など
- 多摩信用金庫
 - ・運転資金・設備資金
 - ・財務相談・事業相談・創業相談・事業継承相談など

法人会員限定 完全予約制



参加
無料

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

育児・介護休業法改正におけるポイント

育児・介護休業法が本年4月1日から段階的に改正され、ポイントは、以下の3つです。

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方実現の措置を拡充
- 2 育児休業の取得状況の公表義務化
- 3 介護離職防止のための仕事と介護両立支援制度の強化等

具体的には、

1 子の看護休暇の見直し:

- ① 対象者拡大 小学校入学前の子供 ➡ 小学校3年生修了
- ② 取得事由拡大 病気、けが、予防接種 ➡ 加えて感染症による学級閉鎖、入園式

2 所定外労働制限(残業免除)の対象労働者の拡大:

- ① 3歳未満の子を養育中 ➡ 小学校就学前の子を養育中

3 短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加

- ① 育休制度に準ずる措置、始業時刻変更等 ➡ 加えてテレワーク制度

4 育児のためのテレワーク導入:

- ① 3歳未満の子を養育中の労働者がテレワークを選択できる事業主の努力義務化

5 育児休業取得状況の公表義務対象事業所数の拡大:男性の育児休業等の取得率

- ① 従業員数1,000人超 ➡ 300人超

6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和:

- ① 介護休暇の取得除外対象となる労働者 「週の所定労働日数が2日以下」と「継続雇用期間6か月未満」の2つ ➡ 後者の条件が撤廃される。

7 介護離職防止のための雇用環境整備:介護休業などの申し出が円滑に行われる環境を構築するため、以下のいずれかの措置を講じる義務が課されます。

- ① 介護休業・介護両立支援制度などに関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度などに関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度などの利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度などの利用促進に関する方針の周知
なお義務としてはいずれかの措置を講じれば問題ないですが、できれば複数の措置を取ることが望ましいとされています。

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認:介護をする必要が生じた労働者に対して、個別で介護休業制度や支援制度について周知するとともに、介護休業の取得や支援制度などの利用意向を確認しなければなりません。また介護に直面する前の段階にいる労働者に対しても、上記と同じ情報を提供することも求められます。

9 介護のためのテレワーク導入:要介護状態の家族を介護する労働者に対して、テレワークを選択できるように措置を取ることが、努力義務化されます。

以上より、法改正に伴い、それを認識していないとその利便性を享受する機会を喪失するリスクもありますので、ご注意ください。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2025年2月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
◆保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所
◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
◆TEL 090-1738-7991
◆e-FAX 050-3133-0539
◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

会社 紹介

株式会社 小林モーター

代 表 小林 保晴
 設 立 1972(昭和47)年12月
 所 在 地 東京都清瀬市下宿1-188
 電 話 番 号 042-492-6611
 所 属 清瀬支部



会 社の歴史

弊社は今年で52周年目を迎える地域密着型の整備工場です。東京都清瀬市に創業し、埼玉県の所沢市やふじみ野市などに5店舗の「車検のコバック」を展開しております。車検整備はもちろん、保険・钣金・お車の売買など、小さなお困りごとから一生をお守りする生命保険まで、地域の皆様の拠り所となるべく、お客さまの生活をお守りする“トータルライフサポート”サービスをご提供いたします。

信 頼の「車検のコバック」ブランド

国から認められた指定工場として、豊富な経験と確かな技術で安全・安心な車検・点検整備をご提供いたします。故障を未然に防ぐ「予防整備」に注力しており、コバック独自の100項目点検を実施。お客さま一人ひとりに合わせたプロメカニックからのアドバイスや代車のご提供も好評をいただいております。



自の100項目点検を実施。お客さま一人ひとりに合わせたプロメカニックからのアドバイスや代車のご提供も好評をいただいております。

钣 金修理も誠実・迅速・高品質に

専任の钣金修理スタッフが、迅速かつ高品質な修理をご提供いたします。日々進化する技術を取り入れ、最新の塗装ブースも完備。一方で、中古パーツの使用や簡易修理にも対応するなど、幅広いご要望にお応えできる環境を整えております。



車 を買うなら 1.9%の超低金利ローンで

お車の買取りや販売にも力を入れております。当社なら、事故車でも「廃車かな?」と思うようなお車でも「最低買取り保障(特殊車除く)」があるので1~3万円でお買取り。価値の高いお車の買取りにも自信があります。販売では、リー

スや1.9%の超低金利ローンのご利用で、新車をお得にご購入いただけます。中古車も、レア車や人気のお車をお探しできます。お手頃価格のお車も、整備工場のスタッフが整備するので安心・安全。車検と乗り換えに迷った時は、一定期間内なら車検料(諸費用除く)を100%お返しの「キャッシュバック」制度を、ぜひご利用ください。



保 険でも一生涯のお付き合いを

地域密着型の整備工場だからこそ、自動車保険もお任せください。事故であわてた時にも、当社へお電話一本いただくだけで、事故対応から钣金修理までトータルでお引き受けできます。知識と経験豊富な専任スタッフが、生命保険や火災保険、事業保険のご相談も承ります。お車でご利用いただいたご縁に感謝を込めて、ご加入中の保険で損をしないか、安心できる内容かどうかを、正直に誠実にプロの目線で診断いたします。



全 ての人にとっての ヒーローでありたい

弊社は、地域の皆様に喜ばれ選ばれる会社となるために「可能性に挑戦し続ける」ことをモットーとしています。そして、52周年目の経営方針は「全員ヒーロー」。ヒーローとは、困った人を助け、困った状態を救い、“あったらいいな”を叶える存在です。私たちは、全員が目の前の全ての人にとってのヒーローになることを目指します。今後は、地域イベントへの参加や社会貢献活動を通じて地域の皆様との絆を深めるとともに、家族やパートナー、友人、そして自分自身を大切にする経験で得たものをお客さまに還元できるよう、日々精進してまいります。



地域の名所

都立狭山公園 自然と触れ合う癒しのひととき

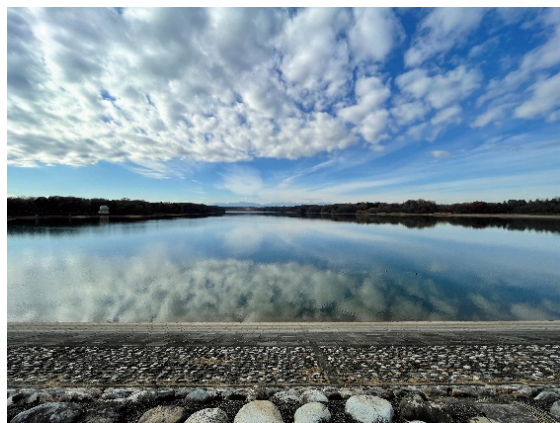
東京都東村山市に位置する「都立狭山公園」は、自然豊かな環境で心身をリフレッシュできるスポットとして、多くの人々に愛されています。公園内では、四季折々の景色が楽しめる広大な敷地が広がり、家族連れやカップル、ジョギング愛好家に人気の場所です。

特に、都民の水がめである多摩湖を中心としたエリアは圧巻です。晴れた日には、青空と雲が湖面に映り込み、美しい景観が広がります。ベンチに腰掛けて風景を眺めたり、散策路を歩きながら自然の香りを楽しむのもおすすめです。

また、公園の中には見どころが満載。散策路や芝生広場のほか、子どもたちが安心して遊べる遊具エリアも整備されています。さらに、季節ごとに咲き誇る花々や紅葉が、訪れるたびに新しい感動をもたらしてくれるでしょう。

都立狭山公園は、都会の喧騒を忘れさせてくれる憩いの場所。アクセスも良好で、東村山駅からバスや多摩湖駅から徒歩で気軽に訪れることができます。忙しい日常から少し離れて、自然の中でのんびりとした時間を過ごしてみませんか？

ぜひ一度、都立狭山公園に足を運んでみてください。美しい風景と心地よい空間が、皆さまをお待ちしています。



西東京市

地域のイベント情報

パリテ講座

やりたい事を見つけて自分らしく生きる秘訣



妻でも母でも自分らしく自由に生き、笑顔で過ごすために大切と言われている、健康、人間関係、経済について学びませんか。講師はビジネスもプライベートも両立されている起業家の方です。

★ 対象：関心のある方すべて

★ 場所：J:COMコール田無

★ 日時：3月12日(水曜日)午前10時から正午

※Zoom参加も可能

★ 講師：成田風架さん・黒井せいこさん
(Beeコミュニティ)

★ 定員：80人(申込多数の場合は抽選)

★ 保育：6ヶ月以上未就園児まで5人

★ 申込：2月1日(土)午前9時～3月3日(月)午後9時までに、HPからまたは、メールで件名を「パリテ講座」・住所・氏名・電話番号・保育の有無を下記へ
(Email) kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp



★ 問合せ：男女平等推進センター ☎042-439-0075

新春講演会実施報告

「これからの世界経済・日本経済を展望する」

エコノミスト・BRICs経済研究所

代表 門倉 貴史 氏

1月20日(月)15時30分よりホテルエミシア東京立川において令和7年新春講演会を開催しました。町田委員による司会のもと、紺野事業研修委員長の主催者挨拶、菊池委員による講師紹介を行った後、講師の門倉 貴史 氏にご登壇頂き、「これからの世界経済・日本経済を展望する」と題した講演を賜りました。90分間、会場を笑い笑顔に包みながら我々経営者にとって有益なお話をいただきました。講演後に吉村委員より「本日の講演は我々経営者の今後の意思決定に参考となりました。私個人としては、労働生産性を上げるためのお話は大変興味深く、拝聴させていただきました。」との謝辞を申し上げ、久松委員による閉会の言葉で終了しました。

今回は、6月の通常総会に接続して本部講演会を企画します。多くの方にご参会をお願いするとともに、希望講師やジャンル等がありましたら、各支部事業研修員または事務局にご提示ください。
(事業研修委員会)



〈講師〉
門倉 貴史 氏



〈開会の挨拶〉
紺野委員長



〈司会〉
町田委員



〈講師紹介〉
菊池委員



〈謝辞〉
吉村委員



〈閉会のことば〉
久松委員



様子：講演会

立川都税事務所からのお知らせ

都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税種別割に関する納税証明(下表項番2、5)は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1~2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本(領収印のあるもの)**
②申告書の控え^{*}(受付印のあるもの)の両方を、都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税等申告税目の場合に限りです。

(注)都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明(一般用) (自動車税種別割以外)	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明(一般用) (自動車税種別割)	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 (継続検査等用)	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)・都税支所・支庁

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー

Kanriup

この度、当法人会に入会しました経営管理コンサルタントの市橋智明と申します。30年程の会計・財務・管理部門経験を持ち、中小企業の経営管理支援を専門としています。

制度会計と管理会計の知見を活かし、管理体制と資金繰り改善により手元資金残高を大幅に改善してきました。現在は、中小企業向けに管理部門改革や資金繰り改善を通じて、経営者の皆様の課題解決をサポートしています。

日本経済を支える中小企業の潜在資産を最大限に活かし、持続可能な経営を実現するパートナーとして尽力しています。

〈法人名〉経営管理コンサルタント Kanriup
〈代表者〉市橋 智明
〈住 所〉新宿区西新宿3-3-13-2F
〈T E L〉050-3635-9609
〈支 部〉東村山第1支部(賛助会員)



この度、当法人会に入会しました、株式会社TABATAの田端政弘と申します。

西東京市を中心にハウスクリーニング、エアコンクリーニング業を行っている会社になります。

「おそうじで人を笑顔にする」をモットーに親切丁寧な作業が多くのお客様に喜ばれています。

また法人化と同時に隣接する埼玉県新座市にエアコンクリーニング技術養成スクールを設立し、全国から受講生を受け入れ、エアコンクリーニングの技術を教えています。皆様のお力になれるよう頑張ります!

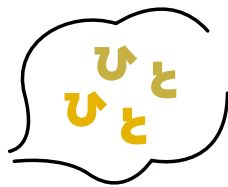
〈法人名〉株式会社TABATA
〈代表者〉田端 政弘
〈住 所〉西東京市北町2-6-10
〈T E L〉070-6641-4358
〈支 部〉西東京第3支部(正会員)



新入会員紹介

自 令和6年11月1日～至 令和6年12月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東村山第3支部(正会員)	東村山市多摩湖町1-22-22	(同)IRIE TRUTH	松岡 天陽	サービス業	042-306-0823
小平第1支部(賛助会員)	小平市小川町1-427	中尾工業(有)	吉田 竜司	鉄筋工事業	042-341-1145
清瀬支部(賛助会員)	清瀬市元町1-7-20-2	のみくい処 こごみ	今西 好子	飲食店	070-9173-0988



西東京第1支部
割烹 末広

野島 茂一 さん



今回紹介する方は、田無駅北口にて創業140年続く「割烹末広」の店主、野島茂一さんです。

昭和43年2月佐々病院生まれ。田無小学校、田無第3中学校卒業、生粋の田無住人です。

休みの日は、仲間とゴルフしたり、映画鑑賞をしたりが大好きな、野島店主です。

店主は、高校卒業後、伊東市えびなホテル、新宿御苑懷石料理鹿水谷にて修行し、先代の父親が病気で倒れた為、一緒に働き現在は、末広を引継ぎました。

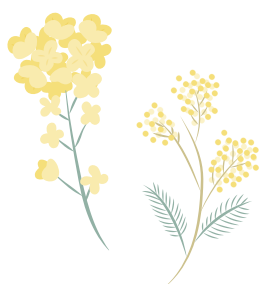
江戸時代には、宿場町だった田無地域で今も続ける老舗割烹店末広は、店主のこだわりの料理がいただける名店です。

ランチメニューの海鮮丼セット（天麩羅と海鮮丼のセット）。俳優、峰竜太さんが、「この鰻重は美味い！」絶品した鰻重。釣りたての鰻の刺身定食等々が人気メニューです。

この数年、「吉田類の酒場放浪記」や「アド街ック天国」で紹介され、ますます人気店になっています。

店主は、「誰からも愛される店作りを心がけたいと思います。」と話しております。

昼、夜、美味しい料理を食べられる「割烹末広」皆様も是非一度訪れてはいかがでしょう。



新年賀詞交歓会 実施報告

1月20日(月)ホテルエミシア東京立川において「新年賀詞交歓会」を開催しました。大山総務委員長・水間副委員長の司会のもと、村野会長の年頭の挨拶の後、ご多忙な中をご臨席いただいた小林東村山税務署長、宮本都税事務所小平支所長と管内市長を代表して池澤西東京市長からご祝辞をいただきました。その後、加藤東村山税務署副署長による乾杯のご発声により賀詞交歓会を開宴しました。途中、令和6年度にご入会いただいた新入会員の方々と東法連福利厚生制度マイスターの紹介を行い、交流を深めていただくとともに、「大福引大会」を行い会員の皆様の声が溢れる新年らしいにぎやかな会となりました。結びは、高橋副会長により令和7年度が良い年であることを祈念し、三本締めでお開きとなりました。



〈司会〉大山総務委員長・水間副委員長



〈ご挨拶〉村野会長



〈祝辞〉小林東村山税務署長



〈祝辞〉宮本都税事務所小平支所長



〈祝辞〉池澤西東京市長



〈乾杯〉加藤東村山税務署副署長



参加された新入会員の方々



福引：会長賞当選者



会場：懇親状況



〈締め〉高橋副会長



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902（明治35）年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計：W・M・ウォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社東村山営業所/東京都東村山市栄町2-3-2(野澤久米川駅前ビル5F)
TEL 042-397-0861

T&D
T&D保険グループ

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
3/ 3(月)	15:00	【東法連】組織委員会連絡協議会	ホテルグランドヒル市ヶ谷	3/19(水)	13:00	事業承継個別相談会	法 人 会 館
3/ 5(水)	15:00~16:30	【東法連】税制講演会	京王プラザホテル	//	13:00	おなやみ相談会	//
//	14:00	第4回女性部役員会	法 人 会 館	3/24(月)	15:00~16:00	【東法連】第3回理事会	全 法 連 会 館
3/ 6(木)	13:00	決算法人説明会	//	3/26(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館
//	15:00	第3回本部役員選考委員会	//	4/ 9(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	//
//	15:30	第4回理事会	//	4/10(木)	13:00~15:30	決算法人説明会	//
//	14:30~18:45	【東法連】女連協全体連絡会議	京王プラザホテル	4/15(水)	15:00~16:00	税務教室 法人税の基礎	//
3/13(木)	14:00	税務教室~法人税申告書作成講座~	法 人 会 館	//	14:00~16:00	個別融資相談会	//
3/14(金)	14:00~16:00	【東法連】第3回総務委員会	全 法 連 会 館	4/16(水)	13:00~16:00	事業承継無料個別相談会	//
3/18(水)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	4/17(木)	15:30	第1回理事会	//
//	18:00	第11回青年部役員会	//	//	13:00~16:00	おなやみ相談会	//

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

ブロック・支部活動実施報告

西東京 ブロック

令和7年1月18日(土) ひばりヶ丘駅北口チャイナ倶楽部にて西東京ブロック賀詞交歓会員交流会を開催致しました。

今年は2月に市長選、市議補欠選挙を控え1月の開催になりましたが53名の参加により盛況の中で、鎌田ブロック長、来賓の市長に挨拶いただき、塩月税制・社会貢献委員長の乾杯で始まり会員である、酒井市議会議長、福田かおる衆議院議員、浜中のりかた都議会議員の紹介あり、お手伝い頂いた大同生命の挨拶紹介ありの歓談ののち尾林前ブロック長の3本締め挨拶で無事、成功裏に終わりました。

支部会員相互の親睦を深めブロック活動への積極的な参加を促す機会とする目的は今年も達することが出来たと思います。ありがとうございました。

副ブロック長 清水 正幸



東村山 第6支部

1月27日(月) 久米川ボウルにて、親睦を深めるイベントとしてボウリング大会を開催しました。多くの会員企業の皆様にご参加いただき、和気あいあいとした雰囲気の中、熱戦が繰り広げられました。ストライクやスパアが出るたびに歓声が上がりました。チームの絆も一層深まりました。大会後は懇親会も行われ、ビジネス交流の場としても大変有意義な時間となりました。

これからも、会員の皆様が気軽に集い、交流を深める場を提供しながら、ビジネスや親睦の輪を広げていきたいと考えております。

広報委員 小林 智子



Recipe レシピ



干し柿入りなます

材 料

- 大根……………400g
- にんじん……………50g
- 干し柿……………小2個（約80g）
- 塩……………大さじ1
- すし酢……………大さじ2



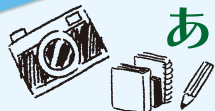
作り方

- 1 大根、にんじん、干し柿を千切りにする。
- 2 大根とにんじんをボウルに入れて塩をふり、軽くもんで5分程おく。しんなりしたら水でさっと洗い、水気をよく絞る。
- 3 ボウルに干し柿とすし酢入れて、よく混ぜれば完成です。

東久留米第1支部 野島 貞夫さん



募集



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

▶写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)

▶記事(文書)

200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

掲載時期 について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL : 042-394-7654
e-mail :
info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[297号] 令和7年2月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>

制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載